

令和6年度 第1回学長選考・監察会議議事録

I. 日 時 令和6年7月26日（金）10時00分～11時10分

II. 場 所 オンライン

III. 出席者 黒木、塩尻、島田、銭谷、西堀、宮坂、
伊藤、内山、大鳥、諏訪、松浦、三木、和田各委員
がザバー 角倉、山本各監事、丸山事務局長
(欠席者：河田委員)

IV. 前回議事録について

前回の議事録（案）について、原案のとおり承認された。

V. 議 事

1. 議長の互選について

朝倉総務部長から、学長選考・監察会議規程第4条第1項に基づき、議長の互選を行う旨の発言があった後、宮坂委員から西堀委員を議長に推薦したい旨提案があった。次いで、議長選出のための委員互選について意見交換が行われ、審議の結果、西堀委員の議長就任が承認された。

上記の審議過程において出された主な意見は次のとおり。

- ・ これまでは慣例として学外委員から議長が選出されており、学外委員から議長を選出することは中立性の観点などから承知しているが、今回は通常の業績評価や学長選考だけでなく、規程改正など細々した業務があるので、学内を良く知り、機動力のある学内委員から選出してはどうか。
- ・ 法人化後に学長の選考方法が変更され、学長選考会議に学外委員を加えることとなった経緯を考えると、議長は学外委員から選出すべきである。学内の人を議長に選出すると、千葉大学の見識が疑われかねない。
- ・ 今回は、次の3つの観点を入れて選出すべきである。①議長の交代は重要 ②学外委員で経験が長い方は除く ③公平・中立性の観点から、学長と近くない人が望ましい。
- ・ 学内委員から議長を選出するより、学外委員から選出すべきである。

2. 議長代理の指名について

西堀議長から、学長選考・監察会議規程第4条第3項に基づき、諏訪委員を議長代理に指名したい旨提案があり、承認された。

3. 議事の公開について

西堀議長から、議事の公開について審議願いたい旨発言があった後、事務局から、

議事の公開について説明があった。審議の結果、今後、次のとおり取り扱うこととし、議事録案を事務局で作成後、各委員に内容を確認することとなった。

- ①議事要旨に加え、主な発言の要旨も記載する。
- ②発言者名は記載しない。
- ③学内・学外ホームページへ掲載する。

上記の審議過程において出された主な意見は次のとおり。

- ・ガバナンスの透明性の観点からも学内・学外へ議事要旨に加え、発言の要旨も公開すべきであり、特に業績評価や学長選考に関しては、より詳細な内容を公開すべきである。なお、記名は記載する方向で考えてもいいのではないか。
- ・発言者の個人名を記載することは、個人が攻撃される可能性があるため危険である。詳細な意見を全て記載すると、発言した個人が特定できる可能性もあるため、公表する範囲については慎重に考える必要がある。
- ・学外にも公表すべきである。事務局で作成した議事要旨案を各委員が確認したうえで公表するのであれば、発言内容を詳細に記載し公開してもいい。ただし、発言の内容によっては、個人が攻撃の対象になり得るため、個人名は伏せるべきである。
- ・会議の内容が録音されているのであれば、必ずしも議事要旨の公開段階で発言者を明記する必要はないのではないか。
- ・議事の具体的内容を記載することには賛成であるが、発言者の記載については十二分に配慮する必要がある。

V. 報告事項

1. 学長選考・監察会議に寄せられた要望等について

事務局から、学長選考・監察会議に寄せられた要望等について説明があり、意見交換が行われ、事務局にて論点を整理のうえ、次回会議より具体的に検討することとなった。

意見交換で出された主な意見は次のとおり。

- ・規程の改正という今までと違った課題があることから、専門部会を組織するかどうかを次回会議において審議いただきたい。

2. 学長選考・監察会議の開催日程について

事務局から、学長選考・監察会議の開催日程について説明があった。

以上